

久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第139号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第12号を第14号とし、第3号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者
- (4) 市長が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項第3号及び第4号の規定は、令和5年4月1日以降に入居又は入所した者に適用する。